

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から何回か一括納付の案内があり、昭和45年か46年ごろに私が郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ10か月と短期間であり、また、申立人は20歳になった昭和43年*月に国民年金に加入してから60歳に達するまで申立期間及びその後の2か月間を除いて国民年金保険料を未納無く納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、社会保険事務所からの通知を受けて申立期間の保険料を昭和45年か46年ごろに郵便局で一括納付したと述べており、申立期間の保険料は45年7月まで過年度納付することが可能であったこと、申立人が一括納付したとする保険料額が実際に必要な保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}があると考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人には、国民年金保険料の納付に支障を来すような生活上の事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月26日から同年11月26日まで
私は、A社で昭和42年6月から同年11月まで勤務していた。2か月の試用期間後の42年8月から正社員として厚生年金保険に加入しているはずであり、保有している給料計算書にも申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。厚生年金保険の被保険者記録が1か月しか無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和42年9月26日とされている。

しかし、申立人の資格喪失日に係る処理は、昭和42年12月1日付けで^{そきゆう}遡及して行われていることがうかがえる上、申立人が所持する申立期間の給料計算書及び当時の同僚の供述により、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、昭和42年11月分の給料計算書に記載されている給与支給額及び^{そきゆう}遡及した資格喪失日が同月26日となっていることから判断して、当時のA社の給与締め日は25日であり、申立人は、同月の給与締め日まで勤務していたと考えられることから、申立人の同社における資格喪失日は、当該給与締め日の翌日である同年11月26日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料計算書の保険料控除額

及び昭和 42 年 8 月の社会保険庁の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和 42 年 12 月 1 日に同年 9 月 26 日に遡^{そく}及^くして資格喪失した処理が社会保険事務所において行われていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月及び 10 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、9 月及び 10 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から51年3月まで
昭和47年ごろに私が夫婦二人の国民年金への加入手続をして、未納となっていた国民年金保険料を市役所でさかのぼってまとめて全期間納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに夫婦二人の国民年金加入手続をし、未納であった期間の国民年金保険料を市役所の窓口で年配の女性職員に納付したと述べているが、当該市役所では当時、特例納付や過年度納付の保険料を収納しておらず、また、国民年金窓口には年配の女性職員も配置していなかったとしている。

さらに、加入手続をしたとする昭和47年ごろに国民年金手帳を受け取った記憶が申立人には無く、53年ごろになって送付されてきたとしており、47年ごろ以降夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとの主張は不自然である。

加えて、申立人及びその夫には、昭和53年7月ごろ夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、55年6月に申立期間前の36年4月から42年8月までの保険料を特例納付したことが国民年金受付処理簿及び国民年金被保険者台帳に記録されており、この時点で申立人及びその夫は老齢基礎年金の受給資格要件を確保するために必要な期間の保険料を納付したと考えられ、現在の納付記録に不自然な点は無い。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで

私は母から国民年金に加入しておくように言われたので昭和49年ごろ加入し、保険料を一部用立ててもらって20歳からの9年間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入し、保険料を納付したとする昭和49年は第2回特例納付の実施期間であるが、申立人は納付した国民年金保険料額を5万円に達しない額と述べており、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とは大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月ごろに払い出されており、同月に51年6月から52年3月までの保険料(1万7,640円)を現年度納付するとともに、その翌月の7月に時効が到来していなかった49年4月から51年3月までの2年間の保険料(2万4,600円)を過年度納付したことが特殊台帳に記録されており、これらを合わせた保険料額は申立人が納付したと記憶する金額に近く、この納付記録に特に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間は9年1か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 6 日まで

私は、昭和 42 年 8 月から A 社に勤務したが、社会保険庁の記録では A 社の厚生年金保険への加入は 43 年 8 月 7 日とされている。勤務した時から厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び当時の同僚の供述等から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、当時の人事記録や社会保険関係資料は保管しておらず不明であるとしており、同僚からも保険料控除に係る具体的な供述等が得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、事業主の供述及び申立人が所持している写真から、A 社の常勤の従業員数は、設立当初は 3 名であったことが確認できることから、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと推認される。

さらに、社会保険庁の記録によると、A 社は、昭和 43 年 8 月 7 日付けで厚生年金保険の新規適用事業所になっていることから、当該事業所は、同日に任意適用事業所となる手続を行ったものと推認される。同僚 2 名も申立人と同様に、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 217 (事案 34 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 5 月に年金記録の訂正は必要ないとする通知をもらった。しかし、私は、A 社に昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで勤務していたので、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に勤務していた可能性は認められるが、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無いこと、及び当該事業所は現存しているものの、申立期間当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料は残っていないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 30 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再申立てにおいて、新たな資料等の提出は無く、前回の申立内容と同様の主張をしているが、申立期間当時、A 社における厚生年金被保険者記録が確認できる者のうち、新たに事情を聴取できた者の供述から、申立人が同社に勤務していた可能性は認められるものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。